

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年2月18日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第1号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整備に関する規則

(大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部改正)

第1条 大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則(平成20年大和市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表通学指導員の項を削り、同表大和市立小中学校結核対策委員の項中「7人」を「2人」に改め、同表特別教育相談員の項から外国人児童生徒教育相談員の項まで及び放課後寺子屋やまコーディネーターの項を削り、同表教育研究所職員の項を次のように改める。

教育研究所指導担当員	1人	本市教育の発展と改善に資するため、大和市教育研究所に対して、教育に関する専門的かつ技術的な指導を行う。
------------	----	---

別表青少年相談室職員の項を削る。

(大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市青少年相談室設置条例施行規則(昭和44年大和市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指導主事は、指導主事業務に従事する。

第5条を次のように改める。

(遵守事項)

第5条 相談室の職員は、常に青少年の理解に努めるとともに、その将来を考慮して愛情と信頼をもって接しなければならない。

(大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正)

第3条 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和40年大和市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 臨時的任用職員及び非常勤職員の任免並びに非常勤特別職職員の委嘱及び解嘱に関する
と。

(大和市青少年指導員に関する規則の廃止)

第4条 大和市青少年指導員に関する規則（昭和50年大和市教育委員会規則第2号）は、廃止す
る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の公布の日において現に第2条の規定による改正前の大和市青少年相談室設置条例施
行規則第5条に規定する青少年相談員である者の任期は、同条の規定にかかわらず、令和2年3
月31日までとする。